◇吉田町防犯だより◇　第178号　令和5年2月

セーフティよしだ

発　行
吉田町役場防災課地域安全部門
電話　３３－２１３４
※静岡県警察より情報提供を受けて発行しております。

牧之原警察署管内における特殊詐欺被害について

★牧之原警察署の特殊詐欺被害の状況（R4.1～12）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
3	1	1	0	0	2	0	2	0	0	1	2	12

※数値は暫定値です。

牧之原警察署管内では、昨年１年間で、12件の特殊詐欺被害が確認されています。
特殊詐欺の手口は、還付金詐欺、キャッシュカード詐欺、架空請求詐欺、オレオレ詐欺です。

★特殊詐欺の手口

・**還付金詐欺**…電話で社会保険庁や税務署などの職員を名乗り、「税金や医療費等の還付がある」と銀行等のＡＴＭへ行くように指示をし、犯人が指定した番号に電話を掛けさせてＡＴＭの操作を誘導し、還付手続をしているように見せかけて犯人の口座にお金を振り込ませる手口です。

・**キャッシュカード詐欺**…公的職員等を装って電話を掛け、「キャッシュカードが不正に利用されている」などの名目によりキャッシュカード等を準備させた後、直接被害者を訪問し、隙を見るなどしてキャッシュカードをこっそり盗み取る手口です。

・**架空料金請求詐欺**…手紙やハガキ、メールなどを利用してアダルトサイトや出会い系サイトの利用料や情報料など架空の事柄を口実として料金を請求し、現金をだまし取る手口です。

・**オレオレ詐欺**…電話を利用して息子や孫、会社の上司などを装い、会社でのトラブルや横領の補填金などを名目に現金をだまし取る手口です。

★ 被害に遭わないためにできること

・身に覚えのない請求があった際は、手紙やハガキ等に記載されている電話番号や送信元には連絡せず、町の消費生活相談窓口（TEL33-2122／専門の相談員による相談日は火・金曜日のみ）や牧之原警察署（TEL22-0110）に相談しましょう。

・普段から特殊詐欺の手口について家族と話し合っておきましょう。
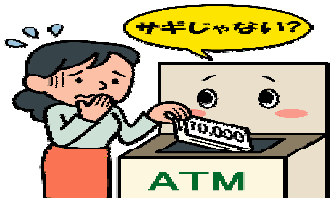
・迷惑、悪質電話防止付きの電話機を活用しましょう。